

第13期第2回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 令和4年5月26日(木) 午後6時15分～8時15分
- 場所 武蔵野プレイス フォーラム
- 出席者 委員 7名
事務局 4名

1 会議次第

議事

- (1) 第12期第6回及び第13期第1回委員会会議要録について
- (2) 個人情報保護法の改正に伴う影響と対応の方向性について
- (3) 令和3年度の開示等状況について
- (4) 市報むさしの情報公開特集面について
- (5) CIMコラムのテーマについて
- (6) その他

2. 議事における会議要録

- (1) 第12期第6回及び第13期第1回委員会会議要録について
(委員長) 修正点等がありますか。特にはないようですが、もし修正点があるようであれば、令和4年6月3日までに事務局まで連絡してください。その後、修正点があれば反映し、委員名を削除したうえで公表することとします。
- (2) 個人情報保護法の改正に伴う影響と対応の方向性について
(事務局) [個人情報保護法の改正の経緯、趣旨及び改正内容について説明を行った。]
(委員長) 何か質問や意見はありますか。
(委員) 個人情報の開示の請求ができる人は、本人の他に法定代理人も含まれますか。
(事務局) 含まれます。
(委員) それ以外に、任意代理人が想定されるようですが、現状の運用から比べると、請求できる人が広がるということでしょうか。
(事務局) これは自治体によって違いがある点ですが、今回の制度改正により、一般的な任意代理人として、委任状により開示請求を委任してよいということとなり、それにより代理人が本人情報の開示請求を求めることが可能となります。一方で、特に東京都の自治体では、現行の運用として、任意代理人による個人情報の開示請求をかなり制限してきており、例えば病院や施設に入院していることなど、本人が来れない理由があることと、本人との親族関係を示す戸籍全部事項証明書などの提示がなければ請求を認めていないということが挙げられます。
今回の改正により、そうした制限は認められず、委任状により任

意代理人として請求できることとなりますが、今後はなりすましによる請求のおそれがあります。なりすましに関しては、対面で委任状による任意代理人からの請求の場合には、ある程度質問等を行う運用を考えています。

それから、郵送による代理人請求も認められます。郵送については、委任状のほかに住民票の添付が必要であるとか、本人宛に照会文書を送り、確かに委任をした人物が代理人として請求している旨を確認の上開示するなどの運用により、なりすましの防止を考えていますが、申請時にこのような要件を満たしていれば申請を受け付けないという運用はできないこととなります。

そういう点において、開示請求者の範囲は広がると思います。

(委 員) 例えばDVに関する情報などが、誤って開示されるべきでない人に開示されることとなると、結果として問題になりますよね。

(事 務 局) 現在においても探索的な開示請求があると、それなりに警戒はしています。郵送請求や任意代理人からの請求となると、私たちは今以上に、限られた書類の中で確認していかなければいけないと考えています。

(委 員) わかりました。

(委 員) 各自治体の外郭団体は、自治体と同じ扱いになるのでしょうか。

(事 務 局) 外郭団体は、現在において個人情報保護法の適用を受けることになっています。個人情報保護に関する規程は、外郭団体の上部団体である、例えば市民社協や東京しごと財団などは、自分たちの個人情報取扱いの方針や規程を定めており、それを参考に、財団等の規程を作ることが可能です。

そうしたものに合わせていかなければいけないと思っていますが、市の外郭団体は、今のところ市の個人情報保護条例に合うような規程になっていますが、これはどちらかというと、民間団体に適用される内容で規程の制定をしなければいけないと思われれます。

(委 員) 地方公共団体に対する規制ではなく、民間団体に対する規制が制定されるべきということでしょうか。

(事 務 局) そのとおりです。

(委 員) 財政援助団体とか出資団体も、完全にそうなるべきということでしょうか。

(事 務 局) そういうところを、市の法改正対応が終わった後に整備の支援をしていかないといけないのではないかと考えています。

(委 員) 匿名加工情報、とはどういうものなのでしょうか。

(事 務 局) 例えば、あるデータベースがあり、その中に氏名、住所があると、それは個人情報ですが、その中の、例えば住所と名前と一定の情報を切り取り、誰の情報かわからないような形にして、データベース化したものが匿名加工情報となります。

(委 員) 例えば武蔵野市の住民登録のデータベースみたいなものを匿名化したものが該当するということでしょうか。

(事 務 局) そうしたものも作成できると思います。

(委 員) それを提供する、提案するというのは、どういうことでしょうか。

(事 務 局) この名簿については匿名加工して、市として提供することが可能ですというのを公表します。そうするとそれを活用したい団体が、こういうことで活用したいという目的をもって、この中のこの情報

とこの情報をくださいという形の提案をします。それに市が応じた場合、一定の金額を手数料として徴収し、そのデータベースを提供するという制度です。

例えば、行政機関が保有しているデータを、民間団体が、個人が特定されない範囲で提供してもらえらるなら有効活用したいという要望があります。国としては、国の機関が保有する情報の他、地方公共団体が持っているデータも一定利活用していきたいという考えがあり、そういうことをするためには、個人が特定できないレベルに加工したデータベースの提案を受けて、それが理にかなうものであれば提供してもよいと、そういう制度です。

(委 員) わかりました。

(事 務 局) ただ、自治体レベルで、これは提供してもよいというファイル簿を見ると、結果としてあまり活用できるものがないと思われます。公表されているファイル簿も、あまり活用が想定されるものではなく、提案されている例もあまりないため、この制度自体がうまくいっていないということがあります。

国はこの制度をもう始めており、政令市と都道府県は、来年の4月から始めなければいけないのですが、市町村は、すぐには導入しなくてよいこととなっています。政令市等の動向を見ながら導入を検討していきたいと思っています。

税情報や介護情報について、匿名加工したデータベースとして提供してよいものに載せていいかというのもあると思いますので、近隣市や政令市等の動向を注視し、これから検討していくこととしていきます。

(委 員) 匿名加工情報と仮名加工情報の区別はなかなか難しいと思います。

(事 務 局) 確かに難しいと思います。

(委 員) 個人の特定が不可能なものが匿名加工情報ということでしょうか。

(事 務 局) 仮名加工情報はもう少し容易な加工で、自治体からすると、この程度の加工であれば、個人情報性は強く、他の情報とひも付いて個人が特定されてしまうため個人情報となりますが、民間からすると、例えば名前の部分をA、B、Cと振ったり、住所の記載をある程度のところで切ったりすると、個人は特定できないため、ある程度流通させても構わないという考えに基づくものが仮名加工情報です。

行政の感覚からすると、それはまだ個人情報のエリアというところで、私たちは仮名加工情報をほとんど活用しないため、民間的な感覚に照らせば、仮名加工情報として情報の流通はあり得ると思います。

(委 員) 個人情報保護審議会とこの委員会の統合の可能性という話がありましたが、現在の段階で、目的や内容について、事務局で何かお考えがあればお聞きしたいです。

(事 務 局) 今のところの想定として、本委員会の取扱事項の中で、開示請求や審査請求に関して報告していますが、これは今後の個人情報保護審議会での報告事項と密接なところがあり、情報公開、個人情報に関する報告事項は統合ができるのではないかと考えています。

長年取り扱っているC I Mコラムについては、業務の性質的には広報的な要素が強いので、これはまた別に考えたほうがよいと考えています。

情報公開委員会における、開示請求とC I Mコラムについては、どちらも市民に情報をお知らせするというものでありますが、請求に基づく公開と、こちらから積極的に公開するという違いがあり、どちらかというところ広報的なエリアが強いため、それはそれで切り分けて整理をしたほうがよいのではないかと考えております。

- (委 員) これも来年の4月1日までに決めるということでしょうか。
- (事 務 局) 枠組みは来年の4月までに決めないといけません。
ただ、経過措置により、現在の任期がすぐどうこうなるということはないと思いますが、次期からは何らかの変更がある可能性がありますと考えています。
- (委 員 長) 希望としては残してもらいたいということでしょうか。
- (委 員) いいえ。個人的な意見ですが、広報と分けるというのはよいと感じました。
- (事 務 局) 広報関係の部署を巻き込んでもよいのかなと感じています。ただ、開示請求に関しては私どもの主管ですので、常に広報部署が参加してC I Mコラムのテーマを決めるのも非効率的ではあります。
個人情報、どちらかというところ、情報公開担当と情報政策課の担当領域であるため、その中の、私ども情報公開担当が持っている個人情報保護の部分と開示請求の部分でまとめるのが一番効率的ではないかなという考えがあります。
- (委 員 長) 前回のC I Mコラムの話の中で、より情報発信を進めるやり方についての議論もありました。その辺を含めて、今後考えていただけるとよいかなというふうには思います。
よろしいでしょうか。質問等あれば、事務局に連絡していただければと思います。

(3) 令和3年度の開示等状況について

- (委 員 長) 行政文書の開示状況として、まず今年の1月1日から3月31日までの行政文書の開示状況についてお願いします。
- (事 務 局) [令和4年1月1日から令和4年3月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が58人から88件の請求があり、開示が29件、一部開示が49件、非開示が4件、文書不存在が6件であり、また、このうち期間を延長したものが6件であったこと、審査請求はなかったことを報告した。
続いて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の開示等請求について、行政文書の開示が161人から251件の請求があり、開示が83件、一部開示が128件、非開示が11件、文書不存在が29件であり、また、このうち期間を延長したものが19件であったこと、審査請求は1人から2件あったことを報告した。]
- (委 員 長) 質問等ありましたらお願いします。ないようであれば、続いて自己情報に関するご報告をお願いします。
- (事 務 局) [令和4年1月1日から令和4年3月31日までの自己情報の開示等請求について、開示等請求が9人から11件あり、開示が5件、一部開示が6件、非開示及び文書不存在はなく、また、このうち期間を延長したものが1件であったこと、審査請求はなかったことを報告した。]

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の自己情報の開示等請求について、開示等請求が40人から56件あり、開示が18件、一部開示が29件、非開示が2件、存否応答拒否が1件、文書不存在が6件であり、また、このうち期間を延長したものが4件であったこと、審査請求は1人から1件あったことを報告した。

令和4年1月1日から令和4年3月31日までの特定自己情報の開示等請求について、開示等請求が1人から1件あり、一部開示が1件、開示、非開示及び文書不存在はなく、また、このうち期間を延長したものが1件であったこと、審査請求はなかったことを報告した。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の特定自己情報の開示等請求について、開示等請求が4人から4件あり、一部開示が4件、開示、非開示及び文書不存在はなく、また、このうち期間を延長したものが1件であったこと、審査請求はなかったことを報告した。]

(委員長) よろしいでしょうか。続けて、審査請求について報告をお願いします。

(事務局) [令和3年度中に情報公開・個人情報保護審査会で取り扱った7件の審査請求について説明を行った。]

(委員長) よろしいですか。それでは、開示状況については以上となります。

(4) 市報むさしの情報公開特集面について

(委員長) 報告をお願いします。

(事務局) [校正時に各委員より提案のあった意見をもとに、特集面の語句の修正を行ったこと、二次元バーコードは検討の結果掲載しないこととしたこと、前回の情報公開委員会において意見のあったC I Mコラムの説明をロゴの変更という形で反映したことなどについて説明を行った。]

(委員長) よろしいですか。以前に比べると大分読みやすくなったという印象はありますが、よりよくしていきましょう。

(5) C I Mコラムのテーマについて

(事務局) [令和4年4月15日号から令和4年7月15日号までのC I Mコラムの掲載テーマについて説明し、8月15日から11月15日までのC I Mコラムのテーマについて、掲載を検討するテーマ(丸印)として、①レモンキャブ事業、②幼稚園・保育園と小学校の連携、③災害時要援護者対策事業と避難行動要支援事業の3テーマを挙げた。合わせて、事務局提案として、④地域生活環境指標を挙げた。]

(委員長) いつものように、まずは新しいテーマについて挙げていただければと思います。

(委員) 市で行っている出産応援事業に関して、事業の一環として行っている相談支援に関する件数が増えていると聞いています。そういう事業に関して、市として応援する意味も兼ねて、積極的な、よいイメージで説明をしてもらいたいと考えています。

それから、これからは、インクルーシブ教育という、障害のある方などと一緒に教育をしていくという方向に進んでいくと聞いています。それに関して、先生が足りないなどの課題はあると思いますが、どのような方向で進めていくのかといった展望についても知りたいところ

です。

やはり障害のある子の親にとっては、そうした教育は、ありがたいのではないかと思います。しかし、先生の数が足りないとか、教育現場としては、今そのようなことができる余裕があるのかどうかという状態もあると思われるのですが、どのように市は進めていくのでしょうか。保育園においてもそうした取り組みを行うと聞いているので、具体的な展望をお聞きできればと思っています。

もう一つ、自治体DXというものがあります。よくわからないのですが、高橋さんという方が何かに選ばれていたように思いますが。

(事務局) CIO補佐官です。

(委員) そのCIO補佐官になったと聞いていますが、よくわかりません。私と同じようにわからない人が多いと思われます。

(委員) 自治体DXというのが国で決まり、各地方行政でもやらなければいけなくなったようですが、災害時のときにどのように役立っていくのか。デジタルになるとどうなるのかよくわからないのです。

(事務局) 確かに自治体DXの枠組みはわかりづらいように感じます。取り組みの1つとして、市民向けの手続の電子化は挙げられます。内部的には、システムのプラットフォームという大きな基盤を統一化するという話があります。時々、自治体DXというワードが出てきますので、CIMコラムの対象としてはよいと思われます。

(委員長) 先ほどの出産応援事業とインクルーシブ教育は「Ⅱ 子ども・教育」に該当するでしょうか。

(事務局) 出産応援事業は「Ⅱ 子ども・教育」に該当すると思いますが、健康課事業と考えると「Ⅰ 健康・福祉」に該当するかもしれません。所管的には健康福祉部の事業です。次回までには整理してご提示します。

(委員長) 自治体DXは「Ⅴ 都市基盤」に該当しますか。

(事務局) 「Ⅵ 行・財政」に該当します。

(委員長) すぐに掲載したいテーマはありますか。少し掲載までに期間が空いてもよいでしょうか。

(委員) すぐに掲載したいというわけではないです。よくわからないものを説明していただきたいということです。

(委員) 委員からインクルーシブ教育に関する話があったことに関連して、吉祥寺駅の近くにそうした方々が通われる施設があります、児童発達支援教室のようなものと思われます。

(事務局) 発達支援とか放課後等デイサービスと思われます。

(委員) 母親等が子を連れてきて、詳細はわかりませんがおそらくいろいろなプラスになるようなことをやられているようです。

(委員) 私が聞いたことがあるのは、インクルーシブ教育というのは、小学校の普通学級に障害者も一緒に通うということです。健常者という言葉は適切ではないのかもしれませんが、そういう教育をこれから進めていくということのようです。健常者と障害者が一緒に教育を同時に受けるという、そうしたことを進めていくという方針が出ているようです。

(委員) そうすると、その施設はそうした位置づけではないと思います。

(事務局) 発達に何らか課題があるお子さんが一緒に学校に通って、普通学級の中で生活する。学校生活が終わった後に、そこに行って、学校で共

同生活するための支援が必要なことを学ぶというような仕組みではあると思われま

(委 員) 何かの参考になればと思いお伝えしました。そうした取り組みに関する紹介をしてみてもよいのではないかと思います。

(事 務 局) 確かに、市としてそうした施設等を増やしてきたということはあると思

(委 員) 武蔵野市はこれからインクルーシブ教育を進めていく方向にあるということ

(事 務 局) インクルーシブ教育という言葉を使うかどうか、また、障害という表現が適当かどうかということもありますが、どのような子どもも同じ場で一緒に学ぶということは、おそらく目指す方向としてあると思

(委 員 長) 特別支援教育は、子どもたちを個別に分けるのか、それとも普通の一般学級の中で教育していくのかという話だと思います。武蔵野市は、一定程度の子どもたちは、一般学級で過ごしていますが、特別支援学級、あるいは特別支援の学級は別にあり、そこで学んでいきます。ときどき一緒に学ぶという機会はありますが、今後完全に一緒にするという

(委 員) 「I 健康・福祉」に該当するテーマが多い中で、武蔵野市福祉公社に該当する話なのかもしれませんが、生活困窮者自立支援事業について、1億円の予算措置がなされた後、どのような取り組みがされているかについて気になっています。

それから、武蔵野市の独自の事業として、レスキューヘルパーというものがあると聞いております。この事業が福祉公社と関係しているのかわかりませんが、この2つが気になっています。

あともう1つ、新しい行財政の予算として、CIO補佐官等の専門人材の活用というものがあります。ICTの活用に関する方針や施策などについて助言するアドバイザー及びICT導入の妥当性評価等を行うコンサルタントとして、ICTの視点を有する専門人材を活用する、とありますが、ICTだけではなく、専門人材を活用して武蔵野市の行財政に生かすということだと思われま

まだ始まったばかりで、あまり書けないかもしれないのですが、どのような内容であるか気になっています。

(委 員 長) 最初の2つはどの分野になりますか。

(委 員) 「I 健康・福祉」に該当します。

(委 員 長) CIO補佐官についてはどういうものでしょうか。

(事 務 局) CIOは最高情報責任者と訳されます。

(委 員) チーフ・インフォメーション・オフィサーの略であると思

(事 務 局) 情報管理のエリアだけの最高責任者であり、自治体では市長や副市長が該当するため、それを補佐するというので補佐官という言い方をしています。スタッフ的な仕事をするのが想定されます。

生活困窮者支援に関して、億単位の予算がついているのは、国が新型コロナウイルスの感染拡大に伴う困窮施策としての自立支援金や、国の制度で金銭の給付があるので、その分の予算があるということです。

生活困窮者支援については、この2年間はすごく大変なところではあるので、生活福祉課かその後の支援としては福祉公社がやっ

す。

レスキューヘルパーについても、当初は介護保険外の方へのヘルパー事業として創設しましたが、実際新型コロナウイルスで、夫婦のどちらかが入院されてしまったようなときに、そこに支援するとか、逆に新型コロナウイルスのために重要度が上がったという点において、紹介するのは大変よいとは思っています。

(委員長) すぐに取り上げてほしいテーマはありますか。

(委員) 特にはありません。

(委員長) レスキューヘルパーについては「I 健康・福祉」として、課題性や話題性はあるということですね。

(事務局) そうです。逆に新型コロナウイルス関連事業として、感染者の家庭の支援を担うようになったことにより、専門的な人でないといけないという、ヘルパーとしては、より大変な事情に対応できる人材が充てられていると思われ、福祉公社がその役割を担っているところです。

(委員長) 要掲載テーマに準ずる位置づけで、もしそういう制度があるということを知り、新型コロナウイルス感染者でも活用した事例があるという情報が出るとよいかもしれない。そうすると、お願いしようということになるかもしれません。

掲載テーマ検討案について、4つ丸がついていますが、それらと一緒に、レスキューヘルパーについては、丸か三角にして、その後事務局で最終的に4つ選んで掲載してもらうということでしょうか。

(委員) 質問ですが、先ほどの地域生活環境指標に関し、人口も含まれるようですが、具体的には、どのようなコンテンツがありますか。

(事務局) 例えば、緑被率などが挙げられます。4年ごとに長期計画の策定に合わせて作っています。

(委員) たくさんあるわけですね。

(事務局) そうです。緑被率については、上空から航空写真を撮影し、緑の割合が何%かということをもeshuとして作り、その増減について示しています。

それから、水道や下水道、道路などもわかりやすいような形で、ページごとに一覧性のあるような形で作っています。地図に全部落としていくので、学校や学区などの掲載もあります。

(委員) 全部はとて載せられないので、どれかを選んで項目ごとに1つずつ紹介するというような形でしょうか。

(事務局) どちらかというところ、そのいくつかのトピックス的な項目は提示しつつ、どのような枠組みで、どのようなものをまとめているという形で、広く周知するようなご案内になるかもしれません。

(委員) 個人的な意見で言うと、吉祥寺の駅付近のことについてであればよく知っていますが、たまに武蔵境に来ると、すごい落ち着いて、同じ武蔵野市で、こんなに雰囲気が違うのかと感じます。

ここで最低限知っておきたい市民の情報という意味でいうと、個別に知りたいこともいろいろありますが、ときには、そういう一般市民の目線で、武蔵境と吉祥寺で人口、学校、道路の状況といった様々な切り口で、個人的に感じた、同じ市内でも違うなということが指標として知ることができると、また武蔵野市を知って、またそこからいろいろなところへつながっていくという流れがあるのではないでしょう

か。

その点について、前から申し上げているように、活字が並んでいると目が行かないように思うので、何かこういうもので、まず目を引いて、さらに知ってもらふところへつなげていくというようなことは、よい内容ではないかと思います。

(委員長) ありがとうございます。C I Mで取り上げるかどうかという観点はありますがいかがですか。

(委員) ほかのところで取り上げてよいと思います。

(委員長) 武蔵野市の東側、中央、それから西側、駅でいうと吉祥寺と三鷹と武蔵境という、3つの地域では、雰囲気が大分違い、また、小学校から進学する際に、公立学校に進学するのか私立学校に進学するののかについても随分違うようです。そうした3つの地域の特徴や違いに関する情報が公開されていくと面白いのではないのでしょうか。

(事務局) 地域生活環境指標は有償刊行物としては販売しています。

(委員長) そういう情報は公開されているのですよね。

(事務局) そうです。このように公開された情報をどのように利用していくか、それをどう評価するのかという視点はあると思います。

(委員長) 冊子はウェブで見られる形になっていますか。

(事務局) P D Fで見ることができると思います。

(委員長) では、地域生活環境指標をテーマとするC I Mコラムの記事には、二次元バーコードをつけるということでしょうか。

(事務局) そのようにしたいと思います。あとはオープンデータとしての公開という観点もあるかと思っています。

(委員) 私も、地域生活環境指標の話の中で、オープンデータという観点で話がつながると思ったところでした。先ほど、年齢に関する情報という話が出ましたが、匿名加工情報以前の問題として、オープンデータは国が進めていますが、おそらく、誰も利活用できないのではないかと思うところでした。

あるデータを、このように活用できますということをお話しされると、オープンデータとしての利活用という観点と話をつなげられないかなと思いました。

(事務局) オープンデータに関しては、令和元年度に1回取り上げたことがあります。

(委員) 情報として重要なものであり、活用できますという形で掲載してもらえればと思います。

(事務局) 地域生活環境指標もオープンデータの1つなので、そうした捉え方もできると思います。

(委員) オープンデータの形式としては、P D Fでは適切でないですね。

(事務局) オープンデータに関するウェブページに、C S V形式で公開されていると思います。

(委員) そのように公開されると、より活用が促進されるということはあるのではないのでしょうか。

(事務局) おそらく、地図にひもづいているS H A P EデータやC S Vデータがあると活用できると思います。

(委員) 地域生活環境指標の中に、自転車交通事故発生箇所のようなものが記載されていますが、自宅のそばで危ないなと思うところは、やはりそのように掲載されています。こういうものを見ると、それなりに役

に立つように感じます。

(委 員) 以前から、これだけの市全体を表すものを作っているのは、ほかの自治体ではあまりないのではないのでしょうか。

(事 務 局) あまりないかもしれないです。

(委 員) こういうものを見ると、住みたい街ナンバー1に関するニュースの1つになるのではないかなと思うような、よい資料だと思います。

(委 員 長) よろしいですか。C I Mだけでなく、いろいろな観点から提案していくということが、今後想定される役割の変更という流れの中においても適切に反映していけるとよいと感じました。

(委 員) 出産応援事業に関して、関連があるかどうかはわかりませんが、高校生までの医療費の無償化や、妊活に補助金が出るようになりましたか。

(事 務 局) 不妊治療ですね。

(委 員) 医療費も高校生までというのは、比較的長いですね。

(事 務 局) 23区はあるかもしれないですけど、おそらく多摩地域ではまだ実施している自治体はないと思われます。

(委 員) 「Ⅱ 子ども・教育」に、少しは関係するかなと思ったところです。

(委 員 長) ありがとうございます。それでは、大体そういう方向でということで、5つ決まりましたので、事務局のほうで適宜精査しながら検討していただければと思います。

(6) その他

[次回情報公開委員会は10月6日(木)午後6時から開催することを確認した。
(その後、午後6時15分から開催することとした。)]